

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民年金及び年金生活者支援給付金に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福知山市は、国民年金及び年金生活者支援給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

京都府福知山市長

公表日

令和2年2月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金及び年金生活者支援給付金に関する事務
②事務の概要	<p>国民年金法、年金生活者支援給付金の支給に関する法律、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律等の規定に基づき、以下の事務を行い、日本年金機構へ報告する。 また、以下の事務に必要な住民票関係情報・所得情報等を確認し、日本年金機構に提供する。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 被保険者の適用に関する届出、申請及び申出の受理・報告2. 国民年金手帳再交付の受理3. 付加保険料の納付に係る申出の受理4. 保険料納付の免除、納付猶予、学生等保険料納付の特例に係る申請、届出5. 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金、老齢福祉年金等に係る請求書、申請書及び届出等の受理・確認6. 年金生活者支援給付金に係る請求書等の受理・確認7. 特別障害給付金に係る請求、届出等の受理・確認8. 相談・照会業務9. その他上記に関連する業務及び日本年金機構との協力・連携により行う業務
③システムの名称	市町村基幹業務支援システム(国民年金)、団体内統合宛名システム、社会保険オンラインシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
年金関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の31の項、83の項、95の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民総務部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市民総務部市民課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1 電話 0773-24-7027
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民総務部保険年金課 〒620-8501 京都府福知山市字内記13番地の1 電話 0773-24-7057

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	評価実施機関における担当部署	市民課長 佐々木 和美	市民課長 植村 孝子	事後	人事異動による
平成29年2月20日	I-1-②事務の概要	国民年金法等の規定に則り、国民年金資格の管理・付加・免除・給付の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 1. 被保険者の資格や年金受給者の管理 2. 日本年金機構(年金事務所)への異動報告・所得情報提供などの進達事務	国民年金法(昭和34年法律第141号)、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年法第166号)等の規定に基づき、以下の事務を行い、日本年金機構へ報告する。 1. 被保険者の適用に関する届出、申請及び申出の受理・報告 2. 国民年金手帳再交付の受理 3. 付加保険料の納付に係る申出の受理 4. 保険料納付の免除、納付猶予、学生等保険料納付の特例に係る申請、届出 5. 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金、老齢福祉年金等に係る請求書、申請書及び届出等の受理・確認 6. 特別障害給付金に係る請求、届出等の受理・確認 7. 相談・照会業務 8. その他上記に関連する業務	事前	
平成29年2月20日	I-1-③システムの名称	市町村基幹業務支援システム 国民年金	市町村基幹業務支援システム 国民年金、団体内統合宛名システム	事前	
平成29年2月20日	I-2特定個人情報ファイル名	年金資格情報ファイル	年金関係情報ファイル	事前	
平成29年2月20日	I-3法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第31の項、並びに国民年金法第12条等	番号法第9条第1項、別表第一の31の項、83の項	事前	
平成29年2月20日	I-4-①実施の有無	未定	実施しない	事前	
平成30年2月27日	I-1-②事務の概要	国民年金法(昭和34年法律第141号)、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年法第166号)等の規定に基づき、以下の事務を行い、日本年金機構へ報告する。	国民年金法(昭和34年法律第141号)、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年法第166号)等の規定に基づき、以下の事務を行い、日本年金機構へ報告する。また、以下の事務に必要な住民票情報・所得情報を確認し、日本年金機構に提供する。	事前	
平成30年2月27日	I-1-②事務の概要	8. その他上記に関連する業務	8. その他上記に関連する業務及び日本年金機構との協力・連携により行う業務	事前	
平成30年2月27日	I-1-③システムの名称	市町村基幹業務支援システム 国民年金、団体内統合宛名システム	市町村基幹業務支援システム(国民年金)、団体内統合宛名システム、社会保険オンラインシ	事前	
平成30年2月27日	I-7 請求先	市長公室秘書課	市長公室秘書広報課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I-5-①部署	市民人権環境部市民課	市民総務部保険年金課	事後	
平成30年4月1日	I-5-②所属長	市民課長 植村 孝子	保険年金課長 村瀬 勝子	事後	
平成30年4月1日	I-7 請求先	市長公室秘書広報課	市民総務部市民課	事後	
平成30年4月1日	I-8 連絡先	市民人権環境部市民課	市民総務部保険年金課	事後	
平成31年3月26日	I-1-①事務の名称	国民年金に関する事務	国民年金及び年金生活者支援給付金に関する事務	事前	
平成31年3月26日	I-1-②事務の概要	国民年金法(昭和34年法律第141号)、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年法第166号)等の規定に基づき、以下の事務を行い、日本年金機構へ報告する。 また、以下の事務に必要な住民票関係情報・所得情報を確認し、日本年金機構に提供する。	国民年金法、年金生活者支援給付金の支給に関する法律、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律等の規定に基づき、以下の事務を行い、日本年金機構へ報告する。 また、以下の事務に必要な住民票関係情報・所得情報等を確認し、日本年金機構に提供する。	事前	
平成31年3月26日	I-1-②事務の概要	6. 特別障害給付金に係る請求、届出等の受理・確認 7. 相談・照会業務 8. その他上記に関連する業務及び日本年金機構との協力・連携により行う業務	6. 年金生活者支援給付金に係る請求書等の受理・確認 7. 特別障害給付金に係る請求、届出等の受理・確認 8. 相談・照会業務 9. その他上記に関連する業務及び日本年金機構との協力・連携により行う業務	事前	
平成31年3月26日	I-3法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の31の項、83の項	番号法第9条第1項、別表第一の31の項、83の項、95の項	事前	
平成31年3月26日	I-5-②所属長	保険年金課長 村瀬 勝子	保険年金課長	事後	
令和2年2月25日	II 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年2月28日時点	令和2年1月1日時点	事後	5年経過前の評価の再実施
令和2年2月25日	II 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年2月28日時点	令和2年1月1日時点	事後	5年経過前の評価の再実施